

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 22 年 5 月 14 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウン甲賀 甲賀市甲南町竜法師 338 番地の 3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原 平和
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
駐車場の収容台数 783 台
 - (2) 変更後
駐車場の収容台数 430 台
- 4 変更年月日 平成 22 年 12 月 20 日
- 5 変更の理由 新設される都市計画道路が敷地内を通るため。
- 6 届出年月日 平成 22 年 4 月 22 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県甲賀環境・総合事務所総務課 甲賀市水口町水口 6200
甲賀市産業経済部商工観光課 甲賀市水口町水口 6053
 - (2) 縦覧期間 平成 22 年 5 月 14 日から平成 22 年 9 月 14 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 22 年 9 月 14 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課
〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1